

太陽光発電設備の4条・5条 転用申請書類一覧

確認項目	必要書類	枚数	備考
<input type="checkbox"/>	許可申請書	2通	2通原本
<input type="checkbox"/>	土地利用計画書	2通	1通原本、1通コピー
<input type="checkbox"/>	隣接地耕作者の同意書 ※4m以内の農地は接していなくても隣接地となります。	2通	1通原本、1通コピー
<input type="checkbox"/>	農振農用地区域外証明願	2通	1通原本、1通コピー
<input type="checkbox"/>	申請地の地区を担当する農業委員又は推進委員の署名及び説明	1通	
添付書類 ※3か月以内に取得のもの			
<input type="checkbox"/>	申請土地の登記簿謄本（法務局） ※全部事項証明であること	2通	1通原本、1通コピー可
<input type="checkbox"/>	公図の写（法務局）	2通	1通原本、1通コピー可
<input type="checkbox"/>	4条申請は申請者の印鑑証明 5条申請は譲渡人・譲受人の印鑑証明書	各2通	1通原本、1通コピー可
<input type="checkbox"/>	ソーラーパネル配置図、断面図、パネル1枚の寸法・設置面積、設置枚数、設置KW数、年間の発電量と売電予想額、ソーラーパネルカタログ	各2通	1通原本、1通コピー可
<input type="checkbox"/>	経済産業省の設備認定書	2通	1通原本、1通コピー可
<input type="checkbox"/>	事業を実施するために必要な「 <u>資力及び信用があることを証する書面</u> 」※1	2通	1通原本、1通コピー可
<input type="checkbox"/>	畑かんが設置されている農地は、笛吹川沿岸土地改良区（Tel 0553-22-2469）で発行の「受益地区除外許可について」の許可証の写し	2通	2通コピー
<input type="checkbox"/>	申請地付近の見取図（案内図）	2通	
<input type="checkbox"/> ※法人のみ	法人登記簿謄本、定款の写し又は規約の写し	2通	1通原本、1通コピー可

※1 「資力及び信用があることを証する書面」－(例)通帳の写し、残高証明書、融資証明書等

・太陽光発電設備の転用申請は、4条・5条の申請書等に加えて太枠の中の書類を添付してください。申請書等は、農地法4条・5条の申請書からダウンロードしてご利用ください。

・申請地に隣接農地がある場合は、「太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン」に沿って次の誓約書を添付して申請してください。

<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備の設置に伴う誓約書	2通	1通原本、1通コピー可
--------------------------	------------------	----	-------------

※太陽光発電を事業として行う場合は、固定資産税の課税対象となりますので、市に申告をする必要があります。詳しくは、税務課資産税担当へお問い合わせください。

(税務課資産税担当 電話 32-2111 内線 1423)